

## 【脆弱性評価】

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1－1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ① (住宅・建築物等の耐震化)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

##### ② (公共施設等の耐震化)

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

##### ③ (多数の者が利用する建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

##### ④ (沿線・沿道建物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ⑤ (地域防災力の向上と人材育成)

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

##### ⑥ (遺体の収容、処理、埋葬)

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

#### 1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

##### ① (防火対策の推進)

## 別紙 1

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

## ②（公共空間におけるオープンスペースの確保）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

## ③（地域防災力の向上と人材育成）〔再掲 1－1－⑤〕

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

## ④（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲 1－1－⑥〕

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されるところから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

## 1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

## ①（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

## ②（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、国等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

## ③（津波避難計画等の住民周知等）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体

に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波浸水想定の周知や防災マップの配布など津波避難対策の住民周知等を促進する必要がある。

④（災害時における道路等の整備）

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、国道 448 号・県道黒石串良線・県道柏原池之原線・県道永吉高山線等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

⑤（道路啓開等の取組）

大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

⑥（防災拠点の整備）

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

⑦（地域防災力の向上と人材育成）〔再掲 1－1－⑤〕

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

⑧（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲 1－1－⑥〕

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

## 1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①（治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や浸水対策の整備推進を図る必要がある。

②（防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による住民

## 別紙 1

への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト対策を推進する必要がある。

**③（地域防災力の向上と人材育成）〔再掲 1－1－⑤〕**

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

**④（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲 1－1－⑥〕**

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されるところから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

## 1－5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

**①（土砂災害対策の推進）**

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の急傾斜地等における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るために急傾斜地崩壊対策等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

**②（がけ地等に近接する危険住宅の移転促進）**

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

**③（治山事業の促進）**

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある山地災害危険地区について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

**④（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）**

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

⑤（防災拠点の整備）〔再掲 1－3－⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

⑥（桜島大規模噴火時の大量軽石火山灰対策の推進）

桜島大規模噴火時に、市街地側にも大量の軽石火山灰の降下があるおそれ備え、予防時、応急対策時及び復旧時における対策を講ずる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積し、少ない雨で土石流や洪水が多発することを防ぐため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

⑦（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配付などの対応が図られているところであり、今後とも避難体制強化のための対応策を進める必要がある。

⑧（地域防災力の向上と人材育成）〔再掲 1－1－⑤〕

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

⑨（遺体の収容、処理、埋葬）〔再掲 1－1－⑥〕

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されるところから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① (水道施設の耐震化)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

#### ② (物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ③ (災害時における道路等の整備) [再掲 1-3-④]

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、国道 448 号・県道黒石串良線・県道柏原池之原線・県道永吉高山線等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

#### ④ (備蓄物資の供給体制等の強化)

町の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

#### ⑤ (医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の医療救護用として、備蓄を行う必要がある。

#### ⑥ (応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

#### ⑦ (防災拠点の整備) [再掲 1-3-⑥]

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方

支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ① (孤立集落対策の推進)

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

### ② (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

### ③ (防災情報の提供) [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災マップなどを住民に周知する等、ソフト対策を推進する必要がある。

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ① (消防の体制等強化)

大規模自然災害時の発災直後には、消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図り、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

### ② (情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

## ③（防災拠点の整備）〔再掲 1－3－⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

## ①（医療救護活動の体制整備）

医療機関において、大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、肝属東部医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

## ②（ドクターへリの運航体制の強化）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応においても安定した運用ができるよう、県が運航するドクターへリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

## ③（災害時における道路等の整備）〔再掲 1－3－④〕

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、国道 448 号・県道黒石串良線・県道柏原池之原線・県道永吉高山線等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

## ④（防災拠点の整備）〔再掲 1－3－⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

## ①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

**2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

①（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

②（災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ① (公共施設等の耐震化) [再掲 1-1-②]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

##### ② (電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

##### ③ (BCP の見直し等)

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

##### ④ (町 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

役場 WAN 及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ① (情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### ① (避難所等における防災情報の提供)

避難所等における円滑な情報提供を図るため、インターネット等の多様な情報を提供できる設備などの整備を図る必要がある。

#### ② (情報伝達手段の多様化・確実化)

通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する必要がある。

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ① (情報伝達手段の多様化等)

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進める必要がある。

#### ② (道路情報の発信)

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える必要がある。

#### ③ (町の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。

④ (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

⑤ (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と振興会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

⑥ (防災拠点の整備) [再掲 1－3－⑥]

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

#### ① (サプライチェーン確保のための道路、港湾施設等の防災、震災対策)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

#### ② (物資輸送ルートの確保) [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ③ (企業における BCP 策定等の支援情報の周知等)

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント (BCM) の構築について、本町の企業の取組を促すため、支援情報を周知する必要がある。

### 5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① (コンビナート周辺対策)

大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

#### ② (コンビナートエリア内企業の連携)

コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など民間事業者における取組を強化する必要がある。

#### ③ (コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

関係機関による総合防災訓練を年1回実施することにより、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

## 別紙1

## ④（危険物施設の安全対策等の強化）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

## ⑤（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## 5－3 物流機能等の大幅な低下

## ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲2－1－②〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

## ②（災害時における道路等の整備）〔再掲1－3－④〕

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、国道448号・県道黒石串良線・県道柏原池之原線・県道永吉高山線等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

## 5－4 食料等の安定供給の停滞

## ①（備蓄物資の供給体制等の強化）〔再掲2－1－④〕

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

## ②（緊急物資の輸送体制の構築）

大規模自然災害等の発生した場合に緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

## ③（防災拠点の整備）〔再掲1－3－⑥〕

防災拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、役場が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

**6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を  
最小限に留るとともに、早期に復旧させる****6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止****①（電力供給遮断時の電力確保）[再掲 3-1-②]**

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な夜間の照明、携帯電話などの通信機器等のための電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

**②（再生可能エネルギー等の導入促進）**

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する施策の検討が必要である。

**③（水道施設の耐震化）[再掲 2-1-①]**

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

**④（農業集落排水施設等の老朽化対策の推進）**

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

**⑤（浄化槽台帳システムの整備等）**

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。

このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

**⑥（し尿処理施設の防災対策の強化）**

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における施設の

代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

⑦（家畜し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、家畜し尿処理施設及び設備の被災により施設等が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

**6－2 交通インフラの長期間にわたる機能停止**

①（災害時における道路等の整備）【再掲 1－3－④】

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、国道 448 号・県道黒石串良線・県道柏原池之原線・県道永吉高山線等の緊急輸送道路の整備を確保する必要がある。

②（道路啓開等の取組）【再掲 1－3－⑤】

大規模地震等が発生した場合、電柱や家屋等の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図る。

**6－3 防災インフラの長期間にわたる機能不全**

①（防災拠点等への再エネ設備等の導入）

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を図る必要がある。

**7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない****7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生****①（消火・救助活動能力の強化）**

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

**②（公共空間におけるオープンスペースの確保）【再掲 1-2-②】**

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、災害時の延焼遮断帯や避難路、避難場所の役割を担う道路・公園等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

**③（地域防災力の向上と人材育成）【再掲 1-1-⑤】**

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

**④（遺体の収容、処理、埋葬）【再掲 1-1-⑥】**

大規模な災害が発生した場合、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体の処理等を適切に行う必要がある。

**7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生****①（危険物施設の安全対策等の強化）【再掲 5-2-④】**

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、緊急時における応急措置等の優先順位を定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

**②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）【再掲 5-2-⑤】**

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

**7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺**

## ① (沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1－1－④]

大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

## 7－4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次被害の発生

## ① (ため池の土砂浚渫等の促進)

ため池の機能保持のため、効果的・効率的なため池の維持管理及び土砂などを浚渫する必要がある。

## ② (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。

このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を基に、関係機関と連携して、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

## 7－5 有害物質の大規模拡散・流出による町域の荒廃

## ① (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5－2－⑤]

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## ② (有害物質の流出対策等の推進)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体及び環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

## 7－6 農地・森林等の被害による町域の荒廃

## ① (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要があ

る。

②（適切な森林整備）

適期に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがあるため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の促進）〔再掲 1－5－③〕

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

⑤（活動火山周辺地域防災営農対策）

桜島の降灰により野菜が被害を受け、収穫及び品質低下の原因となる。ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る必要がある。

## 7-7 戦時に掘られた防空壕の崩落等による災害の発生

①（防空壕等対策事業の促進）

戦時に多数据られた防空壕は地下水、雨水の流入、風化等により崩壊、崩落のおそれがある。

崩落等が生じた場合、上部にある公共施設、住宅地が被害を受ける場合が想定されるため、崩落等を未然に防ぐための防災処理等を行う必要がある。

## 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ① (災害廃棄物処理計画の推進)

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

#### ② (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

#### ③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係事業者等と連携し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ① (道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件  
別紙 1 を整備する

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

① (海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、地元からの要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、海岸・河川堤防等の整備推進を図る必要がある。

② (液状化危険度の高い地域への住民周知等)

大規模地震が発生した場合、液状化現象が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るために、液状化危険度の高い地域に住む住民へ、県の被害予測調査により指定された液状化危険度の想定を基に、液状化危険度分布図等の周知を図る必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① (コミュニティ力強化の支援)

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本町においては、振興会や地域コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

② (文化財の保護管理)

文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立助言を行い、文化財保管施設の耐震化や、防災設備等を促進する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① (応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成し、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう定期的な情報更新を行う必要がある。

②（災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定）

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定等を推進するとともに、災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

③（災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定）

災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定等を推進するとともに、災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

④（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定）

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等を推進するとともに、災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

**8－6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

①（東串良町商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定）

東串良町商工会と町が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取組を強化する必要がある。

②（道路情報の発信）〔再掲 4－3－②〕

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがあるため、通行規制情報や緊急情報を関係機関に伝える。